

## 国立研究開発法人国立がん研究センター 臨床研究法に基づく 臨床研究審査委員会設置・運用規程

### (目的)

- 第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター 臨床研究法に基づく臨床研究審査委員会設置・運用規程(以下、「規程」という。)は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下、「センター」という。)に臨床研究法に基づく臨床研究審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置すること、及び、委員会が臨床研究法における特定臨床研究の実施について意見を求められ、これに応じる場合に、臨床研究法に則り、審査意見業務を実施することを目的として理事長が制定する。
- 2 臨床研究法における特定臨床研究以外の臨床研究の実施に関して意見を求められ、これに応じる場合、特定臨床研究の場合に準じて審査意見業務を実施することとし、本規程を準用する。

### (委員会設置)

- 第2条 理事長は、中央病院に中央病院臨床研究審査委員会(以下、「中央病院委員会」という。)、東病院に東病院臨床研究審査委員会(以下、「東病院委員会」という。)を設置する。
- 2 理事長は、中央病院委員会及び東病院委員会が執り行う審査業務の管理者を中央病院長及び東病院長に委嘱し、標準業務手順書(以下、「SOP」という。)の策定他、運営管理業務全般を行わせる。本規程に定めのない審査業務の詳細については、両病院長が SOP に定める。

### (委員会構成)

- 第3条 理事長は、中央病院委員会及び東病院委員会の委員を委嘱し、委員の中から委員長、副委員長を指名する。
- 2 中央病院委員会及び東病院委員会の構成は、それぞれ以下の通りとする。
- 一 以下に掲げる者を含むこと。
- ア 医学又は医療の専門家
- イ 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
- ウ 上記以外の一般の立場の者
- 二 5 名以上であること。
- 三 男性及び女性がそれぞれ一名以上含むこと。
- 四 同一医療機関に所属する者は半数未満とすること。
- 五 センターに所属しない者を 2 名以上含むこと。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任は原則として 3 期までとする。任期途中で委員の交代があった場合には、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

- 4 委員長に事故等ある場合は、副委員長が職務を代行する。
- 5 両病院長は、審査意見業務の対象となる疾患領域の評価書、臨床研究の特色に応じた評価書を作成する技術専門員を、委嘱する。

(事務局)

- 第4条 臨床研究法に基づく臨床研究審査委員会の事務局業務は、中央病院委員会については中央病院倫理審査事務室が、東病院委員会については東病院倫理審査事務室が担う。
- 2 両委員会の事務局員は、4名以上のエフォートで構成し、うち、2名については、審査事務経験が1年以上の専従者を含むものとする。

(委員会の責務)

- 第5条 委員会は、研究責任医師から臨床研究法における特定臨床研究の実施計画について意見を求められた場合に、臨床研究法施行規則に定める臨床研究の basic concept に則り、倫理的及び科学的視点から、多様な立場で構成された委員による審査を行う。
- 2 委員会は、新規計画審査時、定期報告審査時、計画変更審査であって変更内容が当該研究の利益相反状況に影響を及ぼす可能性のある場合、当該特定臨床研究に関する利益相反管理基準と利益相反管理計画について審査を行う。
  - 3 両病院長は、センター内外からの依頼に関わらず公正且つ持続的に委員会運営を行う。
  - 4 理事長は、委員会がセンターから独立し、自由に活動できるよう保証する。
  - 5 委員会は、審査意見業務の判断の一貫性を保つように、審査経験を事務局とともに蓄積・維持する。

(委員長の責務)

- 第6条 委員長は、委員会において、全ての出席委員から当該審査対象研究に対して意見を聞き、委員会の結論を出席委員全員の合意で形成するよう努める。
- 2 委員長は、臨床研究の対象者の保護の観点から緊急に中止その他の措置を講ずる必要がある場合に、第17条に定める緊急審査によって委員会判定を行うことができる。また、その際に審査を担当する委員を指名する。
  - 3 委員長は、委員会判定が継続審査になった場合であって、臨床研究の実施に重大な影響を与えない範囲の軽微な対応を求めるときに、研究責任医師による対応内容を委員長が確認することにより、再度委員会判定を行う際に簡便審査とすることができます。
  - 4 委員長は、必要な場合に、委員会を臨時で召集することができる。
  - 5 委員長が第8条に示す当該審査意見業務に参加することが適切でない者に該当する場合は、副委員長が委員長の責務を代行する。委員長、副委員長ともに事故等ある場合、もしくは当該審査意見業務に参加することが適切でない者に該当する

場合は、委員の中から互選により委員長責務の代行者を決定する。

(招集、開催)

第7条 中央病院委員会及び東病院委員会ともに、原則として、毎月1回以上、年12回以上委員会を定期的に開催する。

- 一 中央病院委員会 原則として毎月第四木曜日
- 二 東病院委員会 原則として毎月第二木曜日
- 2 委員会は、各研究を審議する委員が第3条第2項の構成要件を満たす場合に開催する。
- 3 委員会会場ではなく遠隔地から委員会に参加する委員がいる場合、テレビ会議システム等、双方向で意思疎通ができる環境を確保することとし、遠隔地から発言ある時は本人であることを確認する。

(審査意見への関与)

第8条 次に掲げる委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加しないものとする。

- 一 審査意見業務の対象となる実施計画の研究責任医師又は研究分担医師
  - 二 審査意見業務の対象となる実施計画の研究責任医師と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施する共同研究(特定臨床研究及び医師主導治験に限る)を実施していた者(特定臨床研究の場合は研究責任医師として、医師主導治験の場合は治験責任医師及び治験調整医師として関わっていた者)
  - 三 審査意見業務を依頼した研究責任医師が所属する医療機関の管理者
  - 四 第一号から第三号までの他、審査意見業務を依頼した研究責任医師又は審査意見業務の対象となる特定臨床研究に関する医薬品・医療機器・再生医療等製品(以下、「医薬品等」という。)の製造販売業者等と密接な関係を有している者であって、当該審査意見業務に参加することが適切でない者
- ただし、第二号又は第三号に該当する委員又は技術専門員は、委員会の求めに応じて意見を述べることができる。

(議決)

第9条 委員会の議決は、出席委員全員から意見を聞いた上で、原則として出席委員の全員一致をもって行う。ただし、議論を尽くしても意見が一致しない場合、出席委員の過半数の同意を得た意見を結論とする。その際、賛成・反対・棄権の数を議事録に記録する。なお、テレビ会議等を用いて、遠隔地から委員会に出席する委員がある場合も、必ず意見を聞くこととする。

- 2 審査に当たっては、各研究を審議する委員が第3条第2項の構成要件を満たす場合にのみ、その意思を決定できるものとする。

(新規申請)

第10条 新規申請受付時に研究責任医師に提出を求める資料は以下とする。

- 一 新規審査依頼書
  - 二 実施計画
  - 三 研究計画書
  - 四 説明同意文書
  - 五 研究分担医師リスト
  - 六 利益相反管理基準
  - 七 利益相反管理計画
  - 八 医薬品等の概要を記載した書類
  - 九 疾病等が発生した場合の手順書
  - 十 モニタリングの手順書
  - 十一 監査の手順書(作成した場合に限る。)
  - 十二 統計解析計画書(作成した場合に限る。)
  - 十三 医薬品等製造業者又はその特殊関係者との資金提供に関する契約書(案)  
(当該臨床研究の実施のために資金提供がある場合に限る。)
  - 十四 その他、当該審査のために必要と委員長が判断した文書
- 2 委員会は原則として、審査委員会開催予定日の5週前までに受け付けた研究について審査を行う。
- 3 委員会は、研究責任医師より新規申請を受けた場合、事務局は前項に示す提出書類の過不足、内容を確認する。委員会は、当該疾患領域の専門家に評価書の作成を依頼する。委員の中に当該疾患領域の専門家がいる場合は当該委員に依頼し、それ以外の場合は技術専門員に依頼する。
- 4 当該研究で用いる医薬品が未承認又は適応外の場合であって、人に対して初めて用いられる場合、その他必要とする場合は、毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬理学の専門家に評価書の作成を依頼する。
- 5 当該研究が医薬品等の有効性を検証する研究の場合、その他必要とする場合は、生物統計家に評価書の作成を依頼する。審査可能な委員の中に生物統計家がいる場合は委員に依頼し、それ以外の場合は技術専門員に依頼する。
- 6 第3項から第5項において依頼を受けた技術専門員又は委員は、「技術専門員評価書」を用いて委員会に意見を提出する。
- 7 委員長に指名された委員は、委員会開催に先立ち書面にて事前審査を行い、「審査意見書」を用いて委員会に意見を提出する。
- 8 委員会は、専門家による評価書、委員から提出された事前審査意見を研究責任医師に提供する。
- 9 研究責任医師は、事前審査意見に対して「審査意見回答書」を作成し、必要時に研究計画書等を修正して、あわせて委員会に提出する。
- 10 委員会当日、専門家による評価書、事前審査意見を踏まえて審議を行う。委員長が技術専門員は委員会に出席する必要があると判断した場合、委員長は技術専門員に委員会への出席を依頼する。
- 11 委員会判定結果は研究責任医師に「審査結果通知書」を用いて通知する。当該

審査における委員の関与者、利益相反がある者について「審議参加者リスト」を併せて提供する。判定の種別は以下とする。

- 一 承認
- 二 継続審査
- 三 不承認

12 委員会判定が前項第二号(継続審査)の場合であって、委員会の指示に従って臨床研究の実施に重大な影響を与えない範囲の軽微な対応を研究責任医師に求める場合、その対応の確認は第16条に定める簡便審査によって行う。その確認者については委員会において決定する。臨床研究の実施に重大な影響を与える対応を求める場合は、対面での審査を継続する。

#### (変更申請)

第11条 委員会は、研究責任医師から研究計画の変更について意見を求められた場合、前条第1項のうち、変更がある文書について提出を求める。

- 2 委員会は原則として、審査委員会開催予定日の4週前までに受け付けた研究計画の変更について審査を行う。
- 3 審査方法については、前条の新規申請の方法に準じる。ただし、以下に該当する場合は、第16条に従い、委員長のみによる簡便審査を行うことができる。
  - 一 変更内容が研究計画の内容変更を伴わない誤記訂正のみ
  - 二 実施計画に記載の特定臨床研究の進捗状況の変更のみ
  - 三 臨床研究従事者の職名変更
- 4 主要評価項目報告書について提出を受けた場合は、実施計画の変更として審査を行う。
- 5 研究計画の変更を審査するためには、専門家による評価書は原則として不要とするが、委員長が必要と判断する場合は、審査に先立ち専門家に評価書の作成依頼をし、提出された評価書を踏まえて審査を行う。
- 6 研究責任医師より、実施計画に記載された以下に該当する事項についてのみ変更の通知を受けた場合、委員会は審査を行わずに受領し、必要に応じて帳簿を更新する。
  - 一 特定臨床研究に従事する者の氏名の変更であって、特定臨床研究に従事する者の変更を伴わない場合
  - 二 地域の名称の変更又は地番の変更

#### (疾病等報告、不具合報告)

第12条 委員会は、研究責任医師より特定臨床研究の実施によるものと疑われる疾病等の発生及び、医療機器等の不具合の発生によって疾病等が発生するおそれがあるものについて報告を受けた場合、当該特定臨床研究の実施に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項、及び研究の継続適否について意見を述べる。

- 2 疾病等報告、不具合報告の審査において、専門家による評価書は原則として不要とするが、委員長が必要と判断する場合は、審査に先立ち専門家に評価書の作成

依頼をし、提出された評価書を踏まえて審査を行う。

- 3 報告を受けた疾病等報告及び不具合報告が、臨床研究の対象者の保護の観点から緊急に中止その他の措置を講ずる必要がある場合、第17条に従い、委員長及び委員長が指名する委員による緊急審査を行うことができる。
- 4 委員会は、第1項に定めるもののうち、特定臨床研究の実施によるものと疑われる疾病等報告及び不具合報告の審査において、当該報告に係る疾病等の原因の究明又は再発防止のために講ずべき措置として、対象者の登録中断及び研究の中止等の意見を述べた場合、遅滞なく厚生労働大臣に報告する。

#### (不適合報告)

第13条 委員会は、研究責任医師より、当該特定臨床研究に関して、省令及び研究計画書に対する重大な不適合発生の報告を受けた場合、当該特定臨床研究の実施に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項、及び研究の継続適否について意見を述べる。

- 2 不適合報告の審査において、専門家による評価書は原則として不要とするが、委員長が必要と判断する場合は、審査に先立ち専門家に評価書の作成依頼をし、提出された評価書を踏まえて審査を行う。
- 3 報告を受けた不適合の内容が、臨床研究の対象者の保護の観点から緊急に中止その他の措置を講ずる必要がある場合、第17条に従い、委員長及び委員長が指名する委員による緊急審査を行うことができる。
- 4 不適合報告審査において、重大な研究計画の変更、対象者の登録中断や研究の中止等、留意すべき事項又は改善すべき事項、発生防止のために講ずべき措置等について意見を述べた場合、遅滞なく厚生労働大臣に報告する。

#### (定期報告)

第14条 委員会は、研究責任医師より、原則として、厚生労働省に実施計画を提出した日から起算して1年ごと、当該期間満了後2か月以内に、以下について定期報告を受ける。定期報告には、第10条第1項第三号から第十四号のうち、委員会が最新のものを有していないものについて添付を求めることがある。

- 一 当該特定臨床研究に参加した対象者の数
  - 二 当該特定臨床研究に係る疾病等の発生状況及びその後の経過
  - 三 当該臨床研究に係る法令又は研究計画書に対する不適合の発生状況及びその後の対応
  - 四 当該臨床研究の安全性及び科学的妥当性についての評価
  - 五 当該臨床研究の利益相反管理に関する事項
- 2 委員会は、前項の報告を受けた場合に審査を行い、研究の継続適否について意見を述べる。
  - 3 定期報告の審査において、専門家による評価書は原則として不要とするが、委員長が必要と判断する場合は、審査に先立ち専門家に評価書の作成依頼をし、提出された評価書を踏まえて審査を行う。

- 4 定期報告に基づく審査において、重大な研究計画の変更、対象者の登録中断や研究の中止等の留意すべき事項又は改善すべき事項について意見を述べた場合、遅滞なく厚生労働大臣に報告する。

(総括報告書)

- 第15条 委員会は、研究責任医師より総括報告書の提出を受けたら、審査を行う。
- 2 委員会は、当該総括報告書が厚生労働大臣に提出されたことを確認したら、当該研究について帳簿等の記録を研究終了として処理する。

(簡便審査)

第16条 委員会は、以下の各号に定める事項について、審査意見業務を対面にて行わない簡便審査を行うことができる。

- 一 第10条第12項に定める、委員会判定が継続審査であり、委員会の指示に従つて臨床研究の実施に重大な影響を与えない範囲の軽微な対応を研究責任医師に求める場合に、その対応の確認
  - 二 第11条第3項に定める訂正の審査
  - 三 第11条第3項に定める変更の審査
- 2 前項各号に定めた事項の簡便審査についての特別な手続は以下の通りとする。
- 一 前項第一号の場合には、確認者は原則として委員長とし、対面審査にて追加の確認者を置いた場合は、委員長に先立ち追加の確認者が確認を行う。
  - 二 前項第二号の場合には、審査に先立ち、研究者が提出した審査資料より、委員長が変更内容は研究計画の内容変更を伴わない誤記修正のみと判断した場合、委員長のみによる簡便審査を行い、その結果は、後日、委員が出席する対面による委員会審査において報告する。
  - 三 前項第三号の場合には、変更内容が実施計画に記載の進捗状況の変更のみの場合であって、登録中止、研究中止、研究中断以外のとき、あるいは臨床研究従事者の職名変更のときは、委員長のみによる簡便審査を行い、その結果は、後日、委員が出席する対面による委員会審査において報告する。

(緊急審査)

第17条 委員会は、第12条第3項及び第13条第3項が定める疾病等報告及び不適合報告に対する審査意見業務を対面にて行わずに緊急審査を行うことができる。

- 2 委員長及び委員長が指名する委員による審査を行い、執るべき措置について結論を得ることができる。ただし、直近の委員が出席する対面による委員会審査において、緊急審査により得た結論の妥当性を審査し、再度結論を得ることとする。

(多施設共同研究)

第18条 審査依頼を受ける特定臨床研究が多施設共同研究の場合、本規程における

る研究責任医師は研究代表医師に読み替え、本規程を適用する。

(審査記録)

第19条 両病院長は、審査意見業務の過程に関する記録として議事録を作成し、以下の事項を含むものとする。

- 一 開催日時
  - 二 開催場所
  - 三 議題
  - 四 研究計画を提出した研究責任医師等の氏名及び実施医療機関名
  - 五 審査意見業務の対象となった研究計画を受け取った年月日
  - 六 審査意見業務に関わった委員の氏名及び評価書提出した技術専門員等の氏名
  - 七 委員の出欠、事務局の出欠、その他の陪席者
  - 八 委員の利益相反に関する状況(審査意見業務に参加できない委員等が、委員会の求めに応じて意見を述べた場合は、その事実と理由を含む)
  - 九 審査意見業務の結論及びその理由(出席委員の全員一致ではなく、過半数の同意を得た意見を委員会の結論とした場合には、賛成・反対・棄権の数)を含む議論の内容
- 2 両病院長は、審査意見業務に関する事項を記録するための帳簿を備え、以下の事項について臨床研究ごとに整理・記録する。
- 一 審査意見業務の対象となった臨床研究の研究責任医師等の氏名及び実施医療機関名
  - 二 審査意見業務を行った年月日
  - 三 審査意見業務を行った臨床研究の名称
  - 四 疾病等や不適合の報告があった場合には、報告の内容
  - 五 疾病等や不適合について意見を述べた場合には、意見を述べる必要があると判断した理由
  - 六 述べた意見の内容

(資料の保管)

第20条 両病院長は、審査意見業務に関する帳簿は、最終の記録の日から5年間保存する。

- 2 両病院長は、研究責任医師から提出された実施計画を初めとする書類、議事録、及び委員会の結論を審査意見業務にかかる実施計画を提出した研究責任医師に通知した文書の写しを、当該実施計画に係る特定臨床研究が終了した日から5年間保存する。
- 3 理事長は、臨床研究審査委員会の認定申請の際の申請書及びその添付書類、規程並びに委員名簿を、委員会廃止後5年間保存する。但し、規程を改正した場合は、当該規程に基づき審査を行った全ての研究が終了した日から5年間保存する。委員名簿についても同様とする。

#### (秘密保持と情報管理)

第21条 理事長、両病院長、委員、事務局等の審査意見業務に関わる者は、本業務を通して知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。その旨を職務開始時に秘密保持宣誓書にて約するものとする。

2 審査意見業務に関する情報は、その情報を知るべき者のみが知りうる状態となるように、アクセス制限等を設けて管理する。

#### (審査手数料)

第22条 審査手数料は、新規申請から研究終了まで通した総額として、原則として研究責任医師より以下を徴収する。なお、以下の審査手数料に消費税相当額を加えた額を請求するものとする。

一 センター外 100万円

二 センター外 80万円

(医療法に基づく臨床研究中核病院の ARO 機能の支援を受けて作成された研究計画書の場合)

三 センター内 50万円

2 支払方法については個別相談に応じることとする。

#### (相談窓口)

第23条 特定臨床研究の対象者からの相談及び苦情、並びに研究責任医師等からの審査に関する相談及び苦情は、委員会事務局が対応する。

一 中央病院委員会事務局 中央病院倫理審査事務室

二 東病院委員会事務局 東病院倫理審査事務室

#### (情報公開)

第24条 両病院長は、中央病院委員会と東病院委員会双方の以下について、センター公式ホームページにて公開する。

一 運用規程 本規程、SOP（別途、委員会毎に病院長が作成）

二 委員名簿 構成要件情報含む

三 委員会議事録

四 審査手数料

五 開催日程

六 受付期限 新規申請の場合には、開催予定日の5週前  
変更申請の場合には、開催予定日の4週前

七 審査結果通知 審査後7営業日以内

八 相談対応 担当部署 中央病院委員会：中央病院倫理審査事務室

東病院委員会：東病院倫理審査事務室

対応時間 8：30～17：00（平日のみ、年末年始除く）

相談内容 研究対象者からの相談、苦情

## 研究者からの申請手順相談、苦情他

### 九 審査受付状況 毎回の審査の申請状況を随時更新

(委員、事務局、及び技術専門員の教育・研修)

第25条 理事長は、委員、事務局、及び技術専門員に対し、臨床研究の安全性及び科学的妥当性の観点から、適切な審査ができるようするために、年3回以上の教育・研修の機会を提供する。

- 2 委員及び事務局とともに、着任時は、臨床研究法の概要を含む着任時研修の履修を必須とする。委員、事務局とともに、適切な審査のための教育・研修を年1回以上受けることとする。技術専門員に関しては、審査意見業務における技術専門員の役割を含めた教育・研修を受けることとする。ただし、前項で定める教育・研修の内容と同等の教育を受けている場合はこの限りではない。
- 3 事務局は、委員、事務局、及び技術専門員の教育履修歴を管理する。

(委員会廃止後の手続き)

第26条 理事長は、委員会を廃止する際は、当該特定臨床研究の実施に影響を及ぼさないよう、あらかじめその旨を、当該委員会に実施計画を提出していた研究責任医師に通知し、他の認定臨床研究審査委員会を紹介する。

- 2 理事長は、当該研究の審査業務を引き継ぐ他の臨床研究審査委員会に対して、必要な書類を提供する。

(経過措置)

第27条 委員会は、臨床研究法施行後、特定臨床研究に該当する研究を実施する研究責任医師から当該研究の実施計画についての、臨床研究法に基づく審査の依頼を受けた場合は、当該特定臨床研究の進捗状況に応じ、必要な事項について書面により審査を行う。

進捗状況の区分は以下のとおりとする。

- 一 開始から症例登録終了までの間
  - 二 症例登録終了から観察期間終了までの間
  - 三 観察期間終了からデータ固定するまでの間
  - 四 データ固定から研究終了までの間
- 2 前項の審査を行うにあたり、委員会が研究責任医師に提出を求める資料は以下とする。
    - 一 新規審査依頼書
    - 二 実施計画
    - 三 法施行前に適用を受けていた指針等に基づき作成した研究計画書
    - 四 法施行前に適用を受けていた指針等に基づき作成した説明同意文書
    - 五 研究分担医師リスト
    - 六 利益相反管理基準
    - 七 利益相反管理計画

- 八 法施行前に適用を受けていた指針等に基づき審査、承認されていた事を証明する新規申請時の文書
  - 九 その他、当該審査のために必要と委員長が判断した文書
- 3 審査は、委員長が指名する技術専門委員により作成された評価書を踏まえて行う。原則として、第10条第3項～第12項に準じて委員が出席する対面による委員会審査とするが、書面にて審査を行うことも許容する。書面審査を行う場合も、第3条第2項に規定する委員構成によるものとする。
- 4 第1項の審査を行う場合の審査手数料は、研究終了まで通した総額として以下とする。なお、以下の審査手数料に消費税相当額を加えた額を請求するものとする。
- 一 センター外 50万円
  - 二 センター外 30万円
- (医療法に基づく臨床研究中核病院のARO機能の支援を受けて作成された研究計画書の場合)
- 三 センター内 10万円
- 5 支払方法については個別相談に応じることとする。

(再審査の申し立て)

- 第28条 研究責任医師は、第10条から第15条及び第27条の判定に異議がある場合、再審査の申し立てをすることができる。
- 2 再審査申し立ての理由書及び異議の根拠となる資料等を添えて、「審査結果通知書」(統一書式4)が交付された日の翌日から起算して30日以内に委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、再審査申し立ての書類を受理したときは速やかに再審査を開始する。
- 4 以降、第10条から第15条及び第27条に準じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月16日から施行する。

附 則(平成30年規程第5-4号)

(施行期日)

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

附 則(平成30年規程第31号)

(施行期日)

この規程は、平成30年6月29日から施行する。